

○医薬品の販売行為の適正化について

(昭和五一年六月二日)

(薬監第五六号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課長通知)

最近、流通段階においていわゆる流通番号を抹消するため、薬事法第五八条に基づいて医薬品製造業者が施した封を開封し、若しくはこれを再封し、または薬事法第四三条に基づき検定に合格した医薬品に施された検定合格証紙をはがし、あるいは医薬品の容器に穴をあける等の事例が、一部に見受けられたところである。

医薬品に施された封を、みだりに開封、再封する等の行為は、その態様によつては薬事法の規定に違反することとなるのはもとより、製造業者、販売業者間の医薬品に対する責任の所在をあいまいにし、ひいては、不良医薬品の流通を招くおそれなしとしないのであつて、本来、製造、流通の各段階において厳格な品質管理が行われるべきであるという医薬品に対する国民の信頼を損なうものである。

ついては、今後かかる行為の行われることのないよう、貴管下医薬品販売業者を厳重に指導監督されるようお願いする。